

生体膵臓移植ガイドライン

日本膵・膵島移植研究会 2010年6月

I. 膵臓移植希望者(レシピエント)適応基準

1. 以下の場合を対象とする。

(1) 慢性腎不全に陥った糖尿病患者であること

臨床的に膵臓移植の適応がありかつ内因性インスリン分泌が著しく低下しており、移植医療の十分な効果を得る上では部分膵・腎両臓器の移植が望ましいもの

(2) IDDM 患者で糖尿病学会専門医が、インスリンを用いたあらゆる治療手段を駆使し、患者自身も、食事療法、自己血糖測定などで、最大限の努力をしているにもかかわらず、血糖値が不安定であり、重症低血糖を回避できない、代謝コントロールが極めて困難な状態が長期にわたり持続しているもの

本例に膵臓単独移植、腎移植後膵臓移植を考慮する場合もあり得る

2. 年齢 年齢は原則として 60 才以下が望ましい。

3. 合併症または併存症による制限

(1) 糖尿病性網膜症で進行が予測される場合は、眼科的対策を優先する

(2) 活動性の感染症、活動性の肝機能障害、活動性の消化性潰瘍

(3) 悪性腫瘍

原則として、悪性腫瘍の治療終了後 5 年を経過し、この間に再発の兆候がなく、根治していると判断される場合は禁忌としない。しかし、その予後については腫瘍の種類・病理組織型・病期によって異なるため、治療終了後 5 年未満の場合であっても、腫瘍担当の主治医の意見を受けて、移植の適応が考慮される。

(4) その他

主治医、移植医、または施設の適応検討委員会が移植医療に不相当と判断したものを対象としない

II. 部分膵提供者(ドナー)適応基準

1. 「日本移植学会倫理指針」で定める範囲内の親族であること。

2. 年齢は原則として 65 才以下が望ましい。

3. 2 親等以内の親族に遺伝的素因が関与する糖尿病がないこと。

4. 膵内分泌機能が良好であること。

5. 肥満がないこと。

6. 部分膵・腎同時移植のため、部分膵に加え 1 腎提供を伴う場合は日本移植学会、日本臨床腎移植学会の定める生体腎移植ドナー適応基準を満たすこと。

7. 以下の疾患または状態を伴わないこととする。

(1) 全身性の活動性感染症

(2) HIV 抗体、HTLV-1 抗体、HBs 抗原、HCV 抗体陽性

(3) クロイツフェルト・ヤコブ病

(4) 悪性腫瘍(原発性脳腫瘍および治癒したと考えられるものを除く)

生体部分膵提供者(ドナー)適応基準細則

日本膵・膵島移植研究会 2010年6月

1. ドナーの部分膵提供後の安全性のため、提供前の評価として、以下の基準を満たすこととする。

1) 膵内分泌機能につき以下の項目をすべて満たすこと

- (1) 75g-OGTT* が正常パターンであり、いずれの時点でも血糖値が 180mg/dl 未満である
- (2) 75g-OGTT* での Insulinogenic Index が 0.4 以上、HOMA- β が 40% 以上である
(可能であれば、IV-GTT を施行し、正常であることを確認することが望ましい)
- (3) HbA1c が 5.5% 未満である**
- (4) HOMA-R が 2.5 未満である

2) 抗 GAD 抗体、抗 IA-2 抗体、抗インスリン抗体が陰性であること

3) BMI が 25kg/m² 未満であること

* 75g-OGTT は最低限、グルコース負荷前、負荷後 30、60、120 分に採血する。

** HbA1c が 5.5~5.8% の場合にも、IV-GTT 等により、正常なインスリン分泌能が確認される場合には適応となる場合もあり得る。

2. ドナーとしての適応基準を満たしても、部分膵摘出により将来耐糖能障害をきたし、経口血糖降下薬、インスリン治療が必要となりうる可能性について十分理解していることが必須である。

本適応基準は、新たな検査法の開発や新たな知見により、改変されるものとする。